

[記入上の注意]

1. 「特定疾病療養費受療証交付申請書」表面の医師の意見欄に療養担当の医師に証明を受けるか、特定疾病に関する意見書・その他疾患にかかったことを証明する書類(診断書など)を添付して、東京都家具健康保険組合へご提出下さい。
2. 「特定疾病受療証」の発効期日は申請月の初日(健康保険の加入月に申請された場合は資格取得日)となります。
3. 健康保険の資格がなくなったときは、特定疾病療養受療証は保険証と一緒に必ず返納してください。
4. 健康保険証が切り替わった場合や受療証に記載されている内容に変更が生じた場合には、改めて申請が必要になります。